

男女共同参画について学習しませんか？

愛南町では、男女共同参画に対する理解を深めるための学習会を実施する団体又は事業所（以下「団体等」）に対して、学習会に必要な経費を助成しています。

○ 補助の対象となる団体等

- ① 町内に在住する者（町内の事業所に勤務する者を含む。）で構成されていること。
- ② 10人以上で構成されていること。
- ③ 全ての構成員が町税等を滞納していない者（事業所にあつては、事業所に係る町税等の滞納がない者）であること。

○ 補助対象経費

- ① 講師への謝礼・交通費
- ② 消耗品費
- ③ 会場使用料

○ 補助金の額

予算の範囲内で補助しますので、ご相談ください。

○ その他

◇お招きする講師について、情報提供いたします。ご相談ください。

◇学習用DVDの貸出を行っています。（貸出までに期間を有する場合があります。）

（注意）

学習会実施日の1カ月前までに申請書等の提出が必要です！



男女共同参画の学習会ってどんなテーマがあるの？

- ・地域で・・・
災害時、家庭内での男女共同参画
- ・職場で・・・
イクボス、ハラスメント研修など

お気軽にご相談ください

【問合せ先】

愛南町役場 企画財政課 政策推進室

電話：0895-73-7075 Fax：0895-72-1227



申請方法は裏面へ

【申請方法】

① 学習会等開催日の1か月前までに必要書類を提出してください。

1. 愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付申請書
2. 学習会等の経費及びその内訳が確認できる見積書
3. 町税等の滞納がない旨の申出書（団体内の全ての構成員）

※その他にも書類が必要になる場合があります。

② 審査結果（交付決定通知書）が届きます。

③ 学習会等開催

④ 学習会開催後2週間以内に、実施報告に関する書類を提出してください。

1. 愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金実施報告書
2. 愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金請求書
3. 学習会等の経費及びその内訳が確認できる書類
4. 学習会等で使用して資料又は学習会等の活動写真
5. 振込先となる通帳の写し

※交付決定額と実際にかかった費用に差が生じる場合、お支払いする額が変更されます。

※その他にも書類が必要になる場合があります。

申請をお待ちしています。

